

# 糸満市競争入札心得

平成21年8月5日

制定

## (目的)

第1条 糸満市掌握の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札等の取扱については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)及び糸満市契約規則(昭和55年糸満市規則第6号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるものほか、この心得の定めるところによるものとする。

## (入札等)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札書を規則で定める書式により1件ごとに作成し、封書にしたうえ、その氏名及び入札件名を表記し入札函に投入しなければならない。
- 3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りでない。
- 4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者は、令167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。
- 7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換、引換又は撤回することはできない。
- 9 入札参加者は、請求がある場合には、工事費内訳書を提出しなければならない。
- 10 入札者が、当該入札執行中に入札室を退出したときは、再入室を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りでない。
- 11 入札者が、当該入札執行中に携帯電話等を使用することを認めない。

## (入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日までに到達するものに限る。)して行う。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることができる。

- 2 第 1 回目の入札の執行にあたり、第3条第1項により、入札の執行前に入札しようとする者が一人となった場合又は第 3 条第 2 項第 2 号若しくは第6条により、有効の入札者が一人の場合は、当該入札を取りやめることができる。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格(規則第 17 条第4項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。)で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、「糸満市総合評価落札方式試行要領」に基づいて実施する入札にあっては、同要領第8条に規定する方法により落札者とする。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がな

いときは、直ちに、再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者については、再度の入札への参加を認めない。
- (1) 第6条各号の一に該当する入札をした者(第3号又は第4号に該当する場合を除く。)
  - (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者(全員が最低制限価格未満の価格をもって入札した場合はこの限りでない。)

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

- 第 10 条 落札者は、落札後速やかに規則第37条に規定する保証を付さなければならない。ただし、規則第 38 条に規定する契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(契約書の提出)

- 第 11 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
  - 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申し立て)

- 第 12 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附則

この心得は、平成21年8月5日から施行する。

附則

この心得は、平成24年2月16日から施行する。